

内容を十分にお読みください

ご契約に関する重要事項のご案内

本書は、電気事業法の規定にもとづき、ご契約に関する重要事項を説明するものです。下記事項のほか、当該ご契約の付帯契約要綱を必ずお読みください。

なお、各種約款は、当社のホームページ（www.hepco.co.jp）でご確認いただけます。

1. 対象となるお客さま

北海道コンサドーレ札幌応援プランの契約（以下「この契約」といいます。）は、次のいずれにも該当し、当社との協議が整ったお客さまを対象といたします。

- (1) 1年を通じてこの契約の適用を希望されること。
- (2) 当社が指定する契約種別（インターネット上の当社所定のウェブサイトにおいてお知らせいたします。）の電気の需給契約を契約されること。

2. 契約の申込み

お客さまが新たにこの契約を希望される場合は、あらかじめ付帯契約要綱を承認のうえ、当社所定の様式、電磁的方法、口頭または電話等によって申込みをしていただきます。

3. 契約の成立および契約期間

- (1) この契約は、申込みを当社が承諾したときに成立いたします。
- (2) 契約期間は、この契約が成立した日から、料金適用開始の日が属する年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間）の末日までといたします。
- (3) 契約期間満了に先だってお客さままたは当社から別段の意思表示がない場合は、この契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。この場合、当社は、契約期間満了前は、新たな契約期間を、この契約の継続後は、新たな契約期間、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地をお客さまにお知らせいたします。

なお、電気事業法第2条の13に定める書面（以下「契約締結前交付書面」といいます。）および電気事業法第2条の14に定める書面（以下「契約締結後交付書面」といいます。）の交付に代えて、電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社所定のウェブサイトに掲載する方法等によりお客さまにお知らせすることがあります。

また、変更とならないその他の事項については、お知らせを省略することがあります。

4. 料金の適用開始の時期

5（料金の単価および算定方法）の料金は、原則として、この契約が成立した日の属する月の翌月の料金に係る計量期間等の始期から適用いたします。

5. 料金の単価および算定方法

当社が指定する契約種別の需給契約にもとづく月々の料金は、当社が指定する契約種別の需給契約要綱または選択約款によって料金として算定された金額に、コンサドーレ応援特約額を加えたものといたします。

なお、当社は、コンサドーレ応援特約額に相当する金額を株式会社コンサドーレにお支払いいたします。

6. コンサドーレ応援特約額

コンサドーレ応援特約額は、1月につき1契約当たりの金額とし、250円00銭（税込）といたします。

7. 契約の廃止

- (1) お客さまがこの契約を廃止しようとされる場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。
- (2) この契約は、8（解約等）の場合を除き、お客さまが当社に通知された廃止期日の前日を含む料金の算定期間の始期に消滅いたします。ただし、お客さまが当社に通知された廃止期日が、その前日を含む計量期間等の始期が属する月の翌月1日から当該計量期間等の終期の翌日までの期間に含まれる場合は、この契約はお客さまが当社に通知された廃止期日に消滅するものといたします。
- (3) 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、(2)の「お客さまが当社に通知された廃止期日」は「通知を受けた日」と読み替えるものといたします。

8. 解約等

- (1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについてこの契約を解約することがあります。この場合には、その旨をお客さまにお知らせいたします。
 - イ 電気の需給契約を解約する場合
 - ロ お客さまがその他付帯契約要綱に反した場合
- (2) 当社が指定する契約種別の需給契約が消滅した場合は、需給契約の消滅日の前日を含む料金の算定期間の始期にこの契約は消滅するものといたします。ただし、需給契約の消滅日が、その前日を含む計量期間等の始期が属する月の翌月1日から当該計量期間等の終期の翌日までの期間に含まれる場合は、需給契約の消滅日にこの契約は消滅するものといたします。
- (3) お客さまが、当社が指定する契約種別以外の契約種別に変更された場合は、変更後の需給契約の料金適用開始の日の前日を含む料金の算定期間の始期にこの契約は消滅するものといたします。ただし、変更後の需給契約の料金適用開始の日が、その前日を含む計量期間等の始期が属する月の翌月1日から当該計量期間等の終期の翌日までの期間に含まれる場合は、変更後の需給契約の料金適用開始の日にこの契約は消滅するものといたします。

9. 株式会社コンサドーレへの追加支払い

- (1) 当社は、コンサドーレ応援特約額に相当する金額に加えて、毎月この契約の1契約当たり100円00銭（税込）を株式会社コンサドーレにお支払いいたします。ただし、電気の需給契約が時間帯別電灯（ドリーム8）、ピーク抑制型時間帯別電灯（ドリーム8エコ）、3時間帯別電灯（eタイム3）、3時間帯別電灯（eタイム3）〔Sプラン〕、3時間帯別電灯（eタイム3）〔Mプラン〕およびeタイム3プラスの場合を除きます。
- (2) 当社は、(1)の支払いを中止し、または内容を変更する場合があります。この場合、電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社所定のウェブサイトに掲載する方法等によりお客さまにお知らせいたします。

10. その他

- (1) 当社は、電気標準約款〔低圧〕17（料金の算定）(1)イ、ロまたはハの場合は、コンサドーレ応援特約額の日割計算を行いません。
- (2) この契約の適用状況その他により、当社は、北海道コンサドーレ札幌応援プランを終了する場合があります。この場合には、契約期間満了前であっても、お客さまにお知らせのうえ、この契約を終了いたします。また、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (3) 当社は、次の場合には、民法第548条の4の規定にもとづき、付帯契約要綱を変更することがあります。この場合には、契約期間

満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の付帯契約要綱によります。

イ 消費税および地方消費税の税率の変更等のやむをえない要因が生じた場合に、必要な限度において料金を変更するとき。

ロ お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等の変更または法令の制定もしくは改廃により、付帯契約要綱を変更する必要がある場合

ハ その他、付帯契約要綱を変更すべき合理的な事由が生じた場合

(4) 付帯契約要綱を変更する場合には、当社は、付帯契約要綱の変更前は、変更内容を、変更後は、変更内容、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地をお客さまにお知らせいたします。この場合、契約締結前交付書面および契約締結後交付書面の交付に代えて、電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社所定のウェブサイトに掲載する方法等によりお客さまにお知らせすることがあります。

なお、変更とならないその他の事項については、お知らせを省略することがあります。また、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他需給契約の内容の実質的な変更をとみなさない変更の場合には、当該変更となる事項の概要のみを、契約締結前交付書面を交付することなく、電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社所定のウェブサイトに掲載する方法等によりお客さまにお知らせいたします。この場合、契約締結後交付書面の交付はいたしません。

(5) 本書に記載のある事項のほか、お客さまからの申込みにおける契約締結前の供給条件の説明について電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社所定のウェブサイトに掲載する方法等により行なうことがあります。また、契約締結前交付書面および契約締結後交付書面の交付に代えて、電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社所定のウェブサイトに掲載する方法等によりお客さまにお知らせすることがあります。

(6) 本書に記載のある事項は、この契約を含むお客さまとの需給契約上特に重要となる事項を抜粋したものであり、この契約を含む需給契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。本書に記載のない事項を含め、この契約を含む需給契約の詳細は、電気標準約款〔低圧〕ならびに需給契約要綱もしくは選択約款とあわせて付帯契約要綱に定めるところによります。

クーリングオフについて

次の事項は、「特定商取引に関する法律」に定める「訪問販売」および「電話勧誘販売」に該当する場合に適用となります。

1. お客さまが「訪問販売」および「電話勧誘販売」で契約された場合、本書面を受領した日から8日を経過する日までの間は、書面または当社のホームページ上のレインボーポストメールフォーム（www.hepco.co.jp/mailpost/mailpost.html）を通じてメールにより無条件での申込みの撤回または契約の解除を行なうこと（以下「クーリングオフ」といいます。）ができ、その効力は、お客さまが、書面を発信し、またはメールを通知したときから発生します。
2. 前項の場合、お客さまは、
 - ① 解約手数料および違約金の支払いを請求されることがありません。
 - ② すでに引き渡された商品の引取りに要する費用や移転された権利の返還に要する費用は当社が負担します。
 - ③ 電気を消費して得た利益に相当する金銭の支払い義務はありません。
 - ④ すでに料金の一部または全部を支払っている場合は、すみやかにその金額の返還を受けることができます。
 - ⑤ 電気の供給にともない、土地または建物その他の工作物の現状が変更された場合には、無料で元の状態に戻すよう請求することができます。
3. 上記クーリングオフの行使を妨げるために、当社が不実のことを告げたことによりお客さまが誤認し、または当社が威迫したことによりお客さまが困惑してクーリングオフを行なわなかった場合は、当社から、クーリングオフ妨害の解消のための書面が交付され、その内容について、説明を受けた日から8日を経過するまでは、書面または当社のホームページ上のレインボーポストメールフォーム（www.hepco.co.jp/mailpost/mailpost.html）を通じてメールによりクーリングオフすることができます。

【お問い合わせ先】

ほくでんお客さま相談センター

（電話番号）0120-956-688

電話受付時間：9：00～17：00

（休業日：土曜、日曜、祝日、12月29日～1月3日、5月1日）

北海道電力株式会社

（小売電気事業者登録番号 A0267）

所在地 〒060-8677 札幌市中央区大通東1丁目2番地